

京丹後市都市計画基礎調査業務 特記仕様書（参考案）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、京丹後市（以下、「発注者」という。）が発注する京丹後市都市計画基礎調査業務（以下、「本業務」という。）において適用する。

（準拠法令等）

第2条 本業務は、本特記仕様書によるほか、以下に示す関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 都市計画法（令和4年法律第55号）
- (2) 都市計画法施行規則（令和5年国土交通省令第30号）
- (3) 都市計画データ標準製品仕様書（第1.1版）（令和5年9月 国土交通省都市局）
- (4) 都市計画基礎調査実施要領（第5版）（令和5年6月 国土交通省都市局）
- (5) 都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス（令和5年6月 国土交通省都市局）
- (6) 京都府都市計画基礎調査実施要領（令和6年6月 京都府建設交通部都市計画課）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (8) 測量法（令和4年法律第68号）
- (9) 個人情報保護に関する法律（令和5年法律第79号）
- (10) その他関係法令・通達等

（作業計画）

第3条 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に以下の書類を提出し承認を受けるものとする。また、その変更をしようとする時も同様とする。

(1) 下記の事項を網羅した業務実施計画書

①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤照査計画、⑥打合せ計画、⑦成果品の品質確保計画、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制、⑩その他

(2) 提出書類

①着手届、②現場代理人及び主任技術者等届、③配置予定技術者の資格証明書（写し）、④工程表、⑤プライバシーマーク登録証の写し、⑥情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）登録証の写し

（資料の貸与）

第4条 発注者は本業務を実施するにあたり、必要な下記資料を発注者・受注者協議の上、受注者に貸与するものとする。また、貸与されたデータの変換及びその他の作業に関わる費用は、受注者が負担するものとする。

- (1) 平成30年度 京丹後市都市計画基礎調査
- (2) その他発注者・受注者協議により必要と認められた資料

(配置技術者)

第5条 受注者は、配置技術者として、管理技術者、照査技術者を定め、発注者に通知するとともに、各技術者については、以下の通りとする。

- (1) 管理技術者は、技術士建設部門（都市及び地方計画）またはR C C M（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有することとし、過去に、管理技術者又は担当技術者として都市計画基礎調査の業務に携わった経験を有することとする。
- (2) 照査技術者は、技術士建設部門（都市及び地方計画）またはR C C M（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有し、かつ社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有することとする。

(疑義)

第6条 本仕様書の記載のない事項、または解釈に疑義の生じた事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。

(完了検査)

第7条 受注者は、本業務の完了後、管理技術者の立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 成果品について、発注者から修補及び指示があった場合は、速やかにその対応を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(個人情報及び守秘義務)

第8条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。また、作業中に生じる全ての成果を許可なく他に公表、または貸与してはならない。

- 2 本業務は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠し実施するものとする。
- 3 受注者は、次の各号に掲げる認証を取得しているものとする。
 - (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014-契約及び作業拠点）
 - (2) プライバシーマーク（JIS Q 15001:2006）

(成果の帰属)

第9条 本業務において作成された成果は、発注者に帰属するものとする。また、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表、貸与したりしてはならない。

(瑕疵及び損害賠償)

第10条 完了検査終了後において、成果品に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に従い、受注者の責任において修補及び訂正を速やかに行うものとする。

- 2 受注者は、本業務実施中に第三者により受けたまたは与えた損害については、受注者の責任において処理し、これに係る費用はすべて受注者が負担するものとする。

(履行期限)

第11条 本業務の履行期間は契約締結の翌日から令和7年3月18日までとする。

(打合せ協議)

第12条 打合せ協議は、業務着手時1回、中間時1回、業務完了時1回の計3回を基本とするが、別途必要性がある際は、随時打合せ協議を行う。

2 受注者は、打合せ協議を行った場合は、その都度打合せ記録簿等を作成し、発注者に提出するものとし、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正業務工程表を合わせて提出するものとする。

第2章 業務内容

(目的)

第13条 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づく都市計画の運用を行うための基礎となるものである。また、都市計画基礎調査の公開（オープンデータ化）は、都市計画の住民への周知や理解の増進に有効な手段である。本業務は、この主旨に基づき、都市の現況についての情報を収集・整理・オープンデータ化することにより、都市の将来計画の策定や都市計画の決定・変更に資するために実施するものである。

(対象区域)

第14条 本業務の対象範囲は、京丹後市行政区域全域とする。

(調査内容)

第15条 本業務は、京都府が定めた「京都府都市計画基礎調査実施要領」（以下「府要領」）に基づき、要領に位置づけられている調査項目（第16条）について、GIS仕様書と府要領に基づき、調書及び図面を作成するものとする。

(調査項目)

第16条 本業務の調査項目は、別表1のとおりとする。

第3章 成果品

(成果品とりまとめ)

第17条 本業務における基礎調査の調書及び調査図面作成の様式及び図式（色）調書、図面の装丁方法は、国要領及び府要領に従って作成するものとする。なお、特記されていない事項については、委託者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(成果品)

第18条 本業務における納入成果品は、以下の通りとする。

業務内容項目	形式	数量
1. 業務報告書	製本	3部

2. 調書	製本	3 部
3. 図面	製本	3 部
4. 電子データ	CD-R 又は DVD-R	3 部
5. その他資料	—	1 式

- ・製本は横長 A4 チューブファイルに左横綴じとする
- ・チューブファイルごとに背表紙をつける
- ・図面袋ごとに収納図面リストをつける
- ・表で整理する成果・GIS 仕様書に基づき作成した成果については、上記紙ベースの報告書に加えて CD-R または DVD-R に納めた電子データを 3 部提出することとする
- ・電子データのファイル形式は表で作成する成果は XLSX、GIS データは GIS 仕様書に基づくものとする

(GIS データ整備)

第19条 本業務で作成する GIS データについては、今後の市政の運用に活用することを目的に受注者は京都府自治体情報化推進協議会の統合型地理情報システム（以下、「京都府統合型 GIS」という。）にて利用可能な shape 形式で作成し調査結果毎にレイヤ分類等を設定することとする。

(納入場所)

第20条 本業務の成果品の納入場所は、京丹後市役所 建設部 都市計画・建築住宅課とする。

(その他)

第21条 本特記仕様書の内容は、業務を進める中で必要に応じ発注者において変更することがある。

別表 1

大分類	中分類	作成資料		
		調書	図面	対象範囲
人口	人口規模	○	○	行政区域
	DID	○	○	行政区域
	将来人口	○		行政区域
	人口増減	○		行政区域
	通勤・通学移動	○		行政区域
	昼間人口	○	○	行政区域
産業	産業・職業分類別就業者数	○		行政区域
	事業所数・従業者数・売上金額	○	○	行政区域
土地利用	区域区分の状況	○	○	都市計画区域
	土地利用現況	○	○	都市計画区域
	国公有地の状況	○	○	都市計画区域
	宅地開発状況	○	○	行政区域
	農地転用状況	○	○	行政区域
	林地転用状況	○	○	行政区域
	新築動向	○	○	都市計画区域
	条例・協定	○	○	行政区域
	農林漁業関係施策適用状況	○	○	都市計画区域
建物	建物利用現況	○	○	都市計画区域
	大規模小売店舗等の立地状況	○	○	行政区域
	住宅の所有関係別・建て方別世帯数	○		行政区域
都市施設	都市施設の位置、内容等	○	○	都市計画区域
	道路の状況	○	○	都市計画区域
交通	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	○	○	行政区域
	自動車流動量	○		行政区域
	鉄道・路面電車の状況	○	○	行政区域
	バスの状況	○	○	行政区域
地価	地価の状況	○	○	行政区域
自然環境等	地形・水系・地質条件		○	行政区域
	気象状況	○		行政区域
	緑の状況	○	○	都市計画区域
	動植物調査		○	都市計画区域
災害	災害の発生状況	○	○	行政区域
	防災施設の位置及び整備の状況	○	○	行政区域
都市の歴史と景観	観光の状況	○	○	行政区域

	景観・歴史資源等の状況	○	○	行政区域
	レクリエーション施設の状況	○	○	行政区域
	公害の発生状況	○	○	行政区域